

# 第1回与論町空家等対策協議会

## 会 次 第

令和3年11月15日（月）

14:30～16:30

与論町役場 1階 多目的ホール

1. 開会
2. 与論町あいさつ及び委嘱状交付
3. 委員紹介
4. 議事
  - 本計画及び当協議会の位置づけ
  - 「空家等対策の推進に関する特別措置法」の概要
  - 質 疑 応 答
  - 本町の現状
  - 本町における空家の状況
  - 空家等に関する現状と課題の整理
  - 意 見 交 換
5. 閉会

与論町空家等対策協議会 名簿

区分	氏名	所属
会 長	山 元 宗	与論町長
委 員	村 山 大 輔	弁護士（村山法律事務所）
委 員	阿 野 和 郎	建築士（（株）阿野建設 代表取締役）
委 員	谷 山 小 夜 子	宅建士（谷山不動産）
委 員	野 口 靖 夫	町議会代表（環境経済建設常任委員長）
委 員	山 下 健 勇	自治公民館連絡協議会長
委 員	福 永 貴 幸	鹿児島県土木部建築技監
委 員	野 下 剛	沖永良部警察署与論幹部派出所長
委 員	本 哲 文	沖永良部消防署与論分遣所長
委 員	沖 島 範 幸	与論町 総務企画課長
委 員	田 畑 文 成	与論町 町民福祉課長
委 員	武 東 真 奈 美	与論町 税務課長
委 員	町 本 和 義	与論町 建設課長

与論町告示第 57 号

与論町空家等対策協議会設置要綱を次のように定めた。

令和 3 年 9 月 15 日

与論町長 山 元宗

## 与論町空家等対策協議会設置要綱

### (設置)

第 1 条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、与論町空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 空家等対策計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 特定空家等の認定及び措置に関すること。
- (3) その他空家等対策の推進に関し、協議会において必要と認める事項

### (委員)

第 3 条 委員は、町長のほか、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 地域住民
- (2) 町議会の議員
- (3) 法務，不動産，建築，福祉，文化等に関する学識経験者
- (4) その町長が必要と認める者

### (任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長)

第 5 条 協議会に会長を置く。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第 6 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会長が必要であると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

### (庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、建設課において処理する。

### (その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

### 附 則

この要綱は、令和 3 年 9 月 21 日から施行する。